

「赤磐市工場立地法準則条例」の制定について

1. 条例の概要

工場立地法で定める市準則（条例）を制定し、緑地及び環境施設（※1）の面積の敷地面積に対する割合を引き下げ、緑地面積に算入できる重複緑地（※2）の面積の割合を引き上げます。

（詳細については【赤磐市工場立地法準則条例】を参照してください）

※1：環境施設とは、噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場等の用に供するために区画された土地又は施設で、工場又は事業場の周辺の地域的生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものをいいます。

※2：重複緑地とは施設の屋上や壁面に設置された緑地、駐車場の緑地等をいいます。

2. 条例の施工期日

平成30年10月1日から適用されます。

3. 条例の内容

①緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を引き下げ

引き下げの内容については次のとおりです。



| 区 域 | 緑地の面積の敷地面積に対する割合 | 環境施設の花面積の敷地面積に対する割合 |
|---|------------------|---------------------|
| 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「甲区域」という。） | 10%以上 | 15%以上 |
| 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域（以下「乙区域」という。） | 5%以上 | 10%以上 |

※準工業地域の対象区域は赤磐市都市計画図を参照してください。

<http://www.city.akaiwa.lg.jp/kurashi/kaihatsu/toshikeikaku/3040.html>

②緑地の面積に算入できる重複緑地の面積の割合を引き上げ

引き上げの内容については次のとおりです。

| 区 域 | 重複緑地面積の算入率 |
|----------|-------------|
| 甲区域及び乙区域 | 緑地面積率の50%以下 |